

平成26年度 第1回松山支部理事会議事録

日 時 平成26年4月11日（金）13:30～16:00
場 所 愛媛県行政書士会館 3階会議室
出席者数 支部長1名 副支部長1名 理事7名 監事1名

1. 開会

司会の久保副支部長より、平成26年度第1回の松山支部理事会を開くと宣言した。

2. 支部長あいさつ

山本支部長より、松山支部定時総会が円滑に行えるように本日の理事会で十分に準備を整えまじょうと、あいさつをした。

3. 議事日程及び配布資料説明

平成26年4月11日午後1時30分から午後5時までを予定し、配布資料の確認を行った。

4. 理事会の根拠条文等について

司会より、理事会の構成及び招集は、支部規則第21条の規定により行うことを確認。

理事会の成立根拠である支部規則第24条の「構成員の半数以上が出席しなければ会議を開く事が出来ない」との規定から、構成員は、支部長1名、副支部長1名、理事7名、合計9名であることを述べ、本日の出席者、支部長1名、副支部長1名、理事7名の全員参加により成立を確認した。

定足数の確認後、支部規則第23条により山本支部長が議長に就任し、議事録署名人に宮川理事・木口理事、議事録作成者に東理事を選任した後、議案の審議に入った。

今回はオブザーバーとして野本監事も出席されております。

5. 議案

- (1) 第1号議案 「愛媛県行政書士会松山支部役員選任に関する規程（改正案）」の平成26年度松山支部定時総会への上程について

改正の趣旨

現行の役員選任に関する規程第12条第1項において、「選挙は、総会当日、現に出席している個人会員による選挙ならびに期日前投票による。」と2つの投票制度を規定しているが、過去3回の選挙において、平成23年度は投票率55%とちょうど5割を超えているものの、平成21年度と平成19年度はいずれも37%と4割に満たない低投票率となっており、我々松山支部会員およそ270人の代表を選ぶ選挙としては、低投票率の改善が求められている。そこで、より多くの支部会員が投票しやすい制度として、郵便による投票制度を導入し、投票率の向上を図るものである。

以上の趣旨に基づき、役員選任に関する規程の新旧条文対照表を参照し、議長は条文の修正があった箇所を読み上げ、全員で確認した。

その後、議長により賛否が問われ、全会一致で可決承認された。

(2) 第2号議案 「愛媛県行政書士会松山支部本会役員等候補者の選出に関する規程(案)」の平成26年度松山支部定時総会への上程について

改正の趣旨

現在、松山支部より愛媛県行政書士会（以下「本会」という。）に推薦する副会長、理事及び監事候補者（以下「役員等候補者」という。）については、平成24年度松山支部定時総会第5号議案において議決された推薦方法（以下「総会決議」という。）に基づいて推薦を行っているが、この役員等候補者の支部定時総会への上程については、支部理事会にその権限が委ねられており、実質は理事会の決定が支部定時総会の決定へと繋がるなど、その問題点が浮き彫りとなってきた。

一方、本会においては、理事について選挙制度が設けられており、松山支部からは、推薦により就任した理事と選挙により就任した理事が混在する状態にある。

このことが将来的に混乱を招く懸念も予想されることから、松山支部から推薦する役員等候補者については、その選出方法を「選挙」に統一するべきとの結論に至り、選挙制度を導入するものである。なお、監事候補者については、その役割の性格上、選挙にはそぐわないものとして、従来どおり「総会決議」により選出するものとする。

議長は、上記の趣旨に基づき、条文の修正があった箇所を読み上げ、全員で確認した。その後、議長により賛否が問われ、全会一致で可決承認された。

(3) 第3号議案 平成26年度松山支部定時総会の招集について

【参考】総会運営規程

(招集の手続)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 総会の日時及び場所

平成26年5月17日（土） 午後2時より

ホテルJALシティ松山

(2) 総会の目的である事項

第1号議案 平成25年度事業報告について

第2号議案 平成25年度決算報告について

監査報告について

第3号議案 愛媛県行政書士会松山支部役員選任に関する規程の一部改正について

第4号議案 愛媛県行政書士会松山支部本会役員等候補者の選出に関する規程案について

第5号議案 平成26年度事業計画(案)について

第6号議案 平成26年度予算(案)について

(3) 書面によって議決権を行使することができる旨

今回の定時総会においては書面によって議決権を行使することができる

(4) 電磁的方法によって議決権を行使することができる場合はその旨

今回の定時総会においては電磁的方法によって議決権を行使することはできない

(5) 次に掲げる事項

イ 総会参考書類の記載事項(議案、議案につき総会に報告すべき調査の結果があるときはその結果の概要その他支部個人会員の議決権の行使について参考となると認める事項)

議案書及び送付資料に記載のとおり

ロ 書面による議決権の行使については、議決権行使書を開催日の5日前までに提出すべき旨

定時総会開催日の5日前必着とする

ハ 電磁的方法による議決権の行使については、開催日の5日前までになすべき旨

今回は電磁的方法を用いないため適用しない

(6) 次に掲げる事項が総会の目的であるときは、当該事項に係る議案の概要(議案が確定していないときはその旨)

イ 役員等の選任

該当なし

ロ 役員等の報酬等

予算書に明示

ハ 支部規則の変更

該当なし

2 前項の規定にかかわらず、支部規則第12条第3項の規定により支部個人会員の5分の1以上又は監事(以下「請求者」という。)が総会の開催を請求する場合には、請求者(支部個人会員の5分の1以上が請求する場合においてはその代表者とする。)は、当該請求の日から5日以内に前号各号に掲げる事項を定め、支部長に通知しなければならない。

該当なし

3 支部長が当該請求の日から1か月以内に臨時総会を招集しないときは、請求者は、第1号各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

該当なし

(4) 第4号議案 平成26年度松山支部定時総会議案書について

平成26年度定時総会議案書を確認し、全員で記載内容の見直し作業に入り、修正を行った。

6. 協議事項

- 1 定時総会の出欠通知書・議決権行使書について協議し、出欠通知書については記名又は署名どちらでも可とするが、議決権行使書には、自署の上、職印を捺印することに決定した。
- 2 従来の定時総会では、松山市長にのみご案内をお届けしていたが、平成26年度定時総会では、無料相談実施に協力を頂いている関係から新たに以下の3市町の長にご案内をお届けすることにした。
伊予市長 武智 邦典 様
東温市長 高須賀 功 様
松前町長 白石 勝也 様
- 3 定時総会進行表に基づき、総会における役割分担及び進行内容を協議した。

7. その他

定時総会の出欠通知書・議決権行使書の集計作業を5月13日(火)14時から行います。

8. 閉会

支部長は議長を降り、司会が平成26年度第1回理事会の終了を宣言した。

以上で議案の審議を終了し、16時閉会した。

上記の議事経過及びその結果を明確にするためこの議事録を作成し、議長及び議事録署名人は、下記に署名及び押印する。

平成26年4月11日

愛媛県行政書士会松山支部第1回理事会

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____